

# 岐阜労働局長メッセージ

～平成 29 年度全国労働衛生週間を迎えるにあたって～

本年度も 10 月 1 日から 7 日まで、「国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たす。」ことを目的として、第 68 回となる「全国労働衛生週間」が実施されます。

現在の労働者の健康を巡る問題を見ますと、病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の 3 人に 1 人と多数を占めており、病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々や、仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々も多い状況となっています。

また、化学工場における膀胱がん事案や肺疾患など化学物質による健康障害問題が発生しているほか、危険有害な化学物質の取扱いが十分でないと思われる事業場も未だあることから、更なる化学物質の適切な取扱いの促進が必要な状況にあります。

さらに、平成 28 年度の脳・心臓疾患事案の労災請求件数が全国で 825 件（県内 6 件）、精神障害事案の労災請求件数が全国で 1,586 件（県内 12 件）となっていることなどから職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働（長時間労働等）による健康障害防止対策が重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定）に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしています。

また、化学物質による健康障害を防止するため、昨年 6 月に施行された改正労働安全衛生法のさらなる普及・定着のため「ラベルでアクション」を合い言葉に、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの確実な実施に取り組んでいます。

さらに、過労死等防止対策推進法（平成 26 年 11 月施行）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月閣議決定）に基づき、過労死等の防止のための対策に取り組むこととしているほか、平成 28 年 12 月に決定された「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づき、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推進しています。

このような背景を踏まえ、今年度は、

**「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」**

をスローガンとして展開することになりました。

各事業場におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、労働衛生意識の高揚を図るとともに、経営トップが中心となり職場の衛生巡視を行う等、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成 29 年 7 月

岐阜労働局長

稲原 俊浩